

午後3時21分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番小島清人議員の質問を許可します。2番小島清人議員。

（2番小島清人君登壇）

○2番（小島清人君） 皆様こんにちは。平成29年定例会の結びの一般質問を務めさせていただきます2番小島清人でございます。傍聴席の皆様には、本日は師走の何かと御多用の中、また、大変寒い中においでを賜わり、まことにありがとうございます。

さて、このたびの平成29年7月九州北部豪雨によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、御遺族の皆様に謹んで心よりお悔やみを申し上げます。また、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの九州北部豪雨災害発生に当たり、特に自衛隊、消防、警察、消防団の皆様には行方不明者の捜索及び災害の応急復旧等に昼夜を問わず御尽力を賜わり、また、国、県、ほか自治体、JA筑前あさくら、大学等の関係機関の皆様並びにボランティアの皆様並びに避難所の物資等の御支援、または現金等を御支援賜りました皆様、災害復旧復興等に格別の御支援、御協力を賜わっておりますことに対し、この場をおかりしまして、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

このたびの九州北部豪雨では、大規模な土砂災害や浸水害が発生し、亡くなられた方、いまだ行方不明の方、また、家屋の流失、道路や河川の崩壊、農作物、同施設等の被害など、未曾有の甚大な被害をこうむっております。

このような極めて厳しい状況下において、被害に遭われた皆様が1日も早くもとの生活を取り戻せるように、微力ではありますが、市民の皆様とともに、一步一步復旧復興に全力で努めてまいり所存でございます。

以下、質問席より質問を続行させていただきますので、執行部におかれましては明瞭かつ的確な御回答をよろしくお願いいたします。

（2番小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 一般質問に入ります前に、私の本日の質問の総体的な趣旨といたしましては、平成29年7月九州北部豪雨災害の復旧復興を図るべく、その復旧復興の基盤となる財源の確保並びに市民の理解と協力体制の確立を図り、市民と行政、市議会が三位一体のもとに、おおむね10年後の姿を見据えながら、中長期的な視点で復旧復興に向けた取り組みを着実に進め、朝倉市の新たな魅力と活力のある将来像を実現することがその趣旨であります。

この質問の趣旨に基づき、以下、一般質問を続行させていただきます。

それでは、平成29年7月九州北部豪雨災害復旧復興の基本的姿勢について、まず、激甚災害査定事業費等の総括についてお尋ねいたします。

質問の内容としましては、このたびの九州北部豪雨災害における激甚災害査定対象事業並びに激甚災害査定対象事業以外の事業に関する対象事業の件数とその内訳、事業費の総額、事業費総額のうち市の負担割合及び負担総額、法的な事業の実施期間、以上の4点について、激甚災害査定対象事業関係並びに激甚災害査定対象以外の事業関係を別々に一括してお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） まず、農林課の査定の状況から報告いたします。

現在、災害の査定が終了しておりませんので、現時点、見込みでございますけれども、箇所数及び事業費を報告いたします。

事業費負担、国の負担につきましては、あくまで過去5年間、激甚法のかさ上げ後、平均の農地につきましては95%、農業用施設にありましては97.6%、林道につきましては97%の補助負担であり、確定は、今してはおりません。

また、来年明けまして1月31日までに増高申請事務を終えた後にかさ上げの後の補助率が決まる予定でございます。

まず、災害査定の状況、12月4日現在でございます。農地、農業用施設、査定件数、受検数、それと進捗率、査定済み額を申し上げます。

まず、農地につきましては1,060ヘクタールのうち551.8ヘクタール、率にしまして52.1%、査定済み額は9億9,800万円となっております。

農業用施設につきましては593件、そのうち30件、進捗率は5.1%となっております、査定済み額は8,800万円となっております。

事業費総額についてですけれども、そういう状況でありますので、まだ、見込めない状況という御報告をしておきます。

事業費の市の負担率でございますけれども、それについても事業費総額は確定しておりませんので、したがってまだ見込めない状況ということでございます。

法的な事業の実施期間でございますけれども、平成29年度から平成31年度までの3年間と、繰り越しを入れて4年となっております。

林道につきましてはですけれども、現在、68件のうち42件、進捗率61.8%と査定済み額は14億5,700万円となっております。事業費総額につきましても、まだ見込めない状況ということで、したがって市の内訳、負担額についてもまだ見込めない状況でございます。

法的な事業の実施期間といたしましては平成29年度から平成31年度まで3年間と繰り越しを入れまして4年間となっております。

単独災害でございますが、それ以外、補助に乗らない単独事業になりますと、現在、補助事業の査定を優先しておりまして、件数、事業費ともにまだ確定はいたしておりません。

農地、農業用施設でございます。件数は約860カ所が見込みでございます。総額につきましてもまだ見込めない状況でございます。

地元負担割合は、施設が1割、農地が2割、したがって市の負担割合は施設が9割、農地が8割となっており、事業費総額の市の負担額につきましても、まだ見込めない状況ということでもあります。

この事業の実施期間でございますけれども、期間を設けず毎年度に予算の範囲内で対応とすることにしております。

次、林道でございます。件数は607カ所でございます。これにつきましても事業費総額等はまだ見込めない状況でございます。市の負担割合は100%となります。総額の市の内訳でございますが、まだ見込めない状況ということでございます。

この事業実施期間につきましても、期間を設けず、毎年度の予算の範囲内で対応していくということでございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 続きまして、公共土木施設災害の査定状況について答弁させていただきます。

公共土木災害の補助につきましては、まだ査定が終了していないので、12月4日現在の箇所数及び事業費でございます。

事業費負担については、あくまでの過去5カ年の補助率、かさ上げ平均84%の負担ということで確定ではございませんが、査定予定件数343件、うち査定済み件数194件で、査定進捗57%でございます。査定済み額といたしまして24億4,691万円でございます。事業費は、総額としてはまだ見込めない状況でございます。国の補助率は、先ほど申しました過去5年間平均の84%でございます。市の負担割合といたしましては、後年度、起債に対する交付税措置15.2%を見込み、激甚災害のかさ上げも見込んだ場合に市負担としては0.8%でございます。事業の総額が見込めませんので、市負担の総額はまだ見込めない状況でございます。

法定的な事業の実施期間につきましては、平成29年度から平成31年度の3カ年で、繰り越し入れて4カ年ということでございます。

公共土木の補助以外の単独災害につきましては、現在単独事業分については、補助事業に乗せるべく査定に全力を注いでいるため、埋設箇所等も多く、建設事業費はまだ確定いたしておりません。

事業の実施につきましては、平成29年度以降、予算の範囲で進めていくということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ただいまの執行部の説明で明らかなように、災害の規模が甚大でありますために、災害対象事業等全ての事務作業がまだ確定しないという状況でございます。

そこで、現時点での状況を見ますと、まず、激甚災害査定対象事業関係につきまし

ては、国の災害査定事務作業の進捗率、これは農地関係も入っておりますので、平均44%程度ということで、災害査定対象の見込み件数が1,004件及び農地関係が1,060ヘクタールと、事業費の総額は未定、事業費総額のうち、市の負担割合は0.8%から3.5%程度と。それから市の負担総額についても未定と。法的な事業の実施期間については平成29年度、本年度から平成31年度までの3年間、繰り越しの場合は4年間ということであります。

特に、市の負担額については未定ということでありまして、災害の規模からしまして、多額の財源を要することが推測されます。しかも、災害査定対象の見込み件数1,004件及び農地1,060ヘクタールの復旧作業を平成29年度、本年度から平成31年度までの3年間で、完成させなければならないということで、大変な状況にあることがわかりただけだと思います。

次に、激甚災害査定対象事業以外の事業関係につきましても、事務作業が進んでないということで、これまた災害対象の見込み、箇所数が1,467カ所及び公共土木関係はまだ調査が終わってないということの未定であります。

事業費の総額も未定、事業費総額の市負担割合が80%から100%、それから市の負担額もまだ未定と。事業の実施期間につきましては、平成29年度、本年度から行うということの予定のようであります。

特に、市の負担額につきましても、今申し上げますように、未定ということでありまして、これも激甚災害査定対象の事業と同様に、災害の規模からして多額の財源を要することが推測をされます。しかも、災害対象の見込み箇所1,467カ所及び公共土木関係の復旧事業が今年度からということで、これまた大変な状況になることがわかりただけだと思います。

また、特に復旧事業の推進に当たりましては、激甚災害査定対象事業関係及び激甚災害査定対象事業以外の事業関係、この2つの事業を同時に並行して推進しなければならないということでありまして、大変な状況になることがわかりただけだと思います。

以上のような状況下で、現在、全ての事務作業が確定しておりませんが、特に、今後、事業費の総額及び市の負担額はさらに増大し、相当規模の多額の財源を要することが必至の情勢にあります。その財源をいかに確保するかが喫緊の大きな課題となっているところであります。

執行部におかれましては、今後とも大変御苦勞をおかけしますが、特に財源の確保に万全を期されるよう強く要望しておきたいと思っております。

次に、激甚災害査定事業等と朝倉市復興計画との整合性についてお尋ねいたします。

まず、現状といたしましては、朝倉市は復興計画査定を進めるに当たりまして、本年の8月8日に災害復旧復興推進本部を立ち上げ、被災地の復興再生のために、住民の意見や有識者などの幅広い意見を取り入れながら、復興計画を平成30年3月までに策定することになっております。この計画策定に当たりましては、被災地の復興再生を図るために2つ

の組織が設置をされております。

まず1つ目としては、市民の憩いや願いを反映できるように、市民の意見を幅広く取り入れるため、被災地を中心とした8つの地区、松末、杷木、久喜宮、志波、朝倉、高木、三奈木、蜷城の各地区に地区別復旧復興推進協議会を立ち上げ、市民が主体のまちづくりの場を設けるとともに、特に被害の大きい地区は必要に応じて地区別の復興に向けた取り組み方針を検討することになっております。

ここで参考までに杷木地区の復旧復興推進協議会におけるこれまでの主な意見を紹介させていただきますと、5年前、平成24年でありましたが、豪雨災害で聞き入れてもらえなかった改良復旧という地元の要望をぜひとも実行してもらいたい。地域住民のプランが整備着工前でなく、計画づくりの段階で反映されるように取り組んでもらいたい。区ごとに地域住民の考えを本格復旧の計画に取り入れる住民協議をしてもらいたい等々の意見がなされておるところであります。

次に、2つ目の組織としては、専門的な知見を取り入れるため、市民の代表や災害復旧復興に関し、すぐれた識見を持つ大学教授や国県の職員、アドバイザーなどで構成する朝倉市復興計画策定委員会を設置し、広く提言などを行うことになっております。そこで質問の内容でございますが、朝倉市復興計画の策定に当たりましては、今申し上げます2つの組織からの意見や提言など、幅広い考えを取り入れながら、平成30年3月までに計画策定を進めるわけでございますが、ここで懸念されますのは、これら2つの組織から出された意見や提言等と、先ほどの執行部の説明で明らかになった激甚災害査定対象事業並びにこの査定対象以外の事業とが相反する場合、その調整結果次第で事業の手戻りがないようにするためには、限られた事業、3年から4年、事業の実施期間の中で事業の調整はどのように的確に当たり、復興事業を進めるのか、その整合性を図るための基本的考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 災害の査定事業、査定を受けた事業につきましては、個々具体的な内容になっておるといふものでございます。

一方、復興計画につきましては、復興に向けての基本的な考え方を示す計画となっているといふものでございます。

今、査定を受けているものにつきましては、その概要、国の予算を獲得するために査定を受けているものでございますけれども、具体的な設計につきましては、その後、個別の事業設計が出てくるというような形になってまいります。そうなりますと、まだまだ個別の事業そのものにつきましては、余地が残ると。まだ地元の要望に聞きながらというようなこともできるというようなものでございます。

ですから、復興計画をつくる際には、その査定の内容をもとにするというような形はもちろんあるわけですが、査定の範囲の考えの中で地元と調整を図ることが大事だと

考えます。

そういった調整ができたものについては復興計画に乗せるというような進め方でいきたいと思っております。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ただいまの執行部の説明によりまして、取り組みの方向については一定の理解ができたわけでありますが、繰り返しになりますけども、特に、この激甚災害査定対象事業の実施のあり方としては、本来の手順であれば、朝倉市復興計画策定後に激甚災害査定対象事業を確定することが望ましいというふうに考えるわけでありますが、国の激甚災害査定事務措置との関係で、その猶予がないということで、朝倉市復興計画が先行して確定するという事だろうと思えます。

そこで、懸念されますことは、先ほど述べましたように、例えば激甚災害対象事業において、改良復旧事業で実施することにしてきたものが、原形復旧事業に変更せざるを得なくなる場合、また、この逆の場合など、この復旧復興事業に手戻りが生じることのないように、強く調整をお願い申し上げたいと思うわけであります。

執行部におかれましては、以上の状況を十分に鑑みいただきながら、これからの復旧復興事業の推進に当たっては、特に限られた財源の中で最小の経費で最大の行政効果が上がる復興復旧事業を的確かつ着実に実施していただきますように、一応、強く要望しておきたいと思えます。

次に、朝倉市復興計画と朝倉市総合計画との整合性についてお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、現状といたしましては、朝倉市の行財政運営は、これまで朝倉市の10年後のあるべき姿を描く羅針盤というべく、第1次朝倉市総合計画、目標期間10年に基づき、執行されてきたところでありますが、この第1次総合計画の目標期間が、くしくも朝倉市復興計画策定と同時期の平成30年3月で終了するという事ということで、新たに朝倉市総合計画を策定することになっているところであります。

そこで質問の内容といたしましては、新たに策定する朝倉市総合計画の策定期間と計画期間はどのようになるのか、また、朝倉市復興計画を新朝倉市総合計画の基本構想及び基本計画の施策大綱、各施策があるわけでありますが、この各施策にどのような形で取り組み、位置づけを図るのか、その整合性を図るための基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、総合計画の計画期間のことについて現状を御報告いたします。

昨年12月議会で第1次総合計画、これは平成20年度から平成29年度まででございましたが、これを市長の任期と市長の施政方針と連動した計画にしていくという考え方のもとに、

1年間延長をさせていただきました。つまり、平成30年3月までの第1次総合計画を平成31年3月までとさせていただいたところでございます。

したがって、第2次総合計画策定の時期につきましては、平成30年度から、つまり、策定の時期が平成30年度に行うというものでございます。そうなりますと、議会にも上程いたしますが、平成31年3月に議会条例ということになりますけれども、基本計画の計画期間につきましては、平成31年度から平成34年度までの4年間という考え方でおるところでございます。

総合計画の考え方ですが、総合計画につきましては、市政の運営を総合的かつ計画的に進めていくための市の最上位計画として位置づけております。計画に当たりましては、復興計画の取り組みを盛り込んでいくということは必須であると考えているところでございます。

災害からの復旧復興が今後の朝倉市の市政運営の根幹になっていくということもありますが、そういったことを念頭に置きながら、総合計画の策定を進めてまいり所存でございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ただいまの執行部の説明によりまして、取り組みの方向については一定の理解をしたところであります。特に、新朝倉市総合計画策定に当たりましては、このたびの九州北部豪雨災害に伴い、これまで経験したことのない想像をはるかに超える行財政運営が極めて厳しく、困難な環境の中での策定作業となると理解をしております。これまで以上にひとつ気を引き締めて、職員の英気をより一層結集をしていただきまして、基本的には、今、総務部長おっしゃいますように、これまでどおり年間を通じて実施している事務事業と、九州北部豪雨災害の復旧復興事業との調整、これを的確かつ着実に図りながら、申すまでもなく、限られた財源の中で最小の経費で最大の行政効果を上げることに精いっぱいひとつ努めていただきたいと。そして、朝倉市の新たな将来像の実現に向かって邁進していただくことを強く要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に大型プロジェクト事業の基本方針についてお尋ねをいたします。

まず、現状といたしましては、このたびの九州北部豪雨により、被害に遭われた方々が1日も早くもとの生活を取り戻せるように復旧復興を図るため、平成30年3月策定の朝倉市復興計画においては、おおむね10年後の姿を見据えながら、復旧復興に向けた取り組みを着実に進めることとしております。その実現を図るためには、冒頭の質問の激甚災害査定事業費等の総括で明らかかなように、これまでに経験したことのない想像をはるかに超える相当規模の事業の実施とその財源確保を要することが明白かつ必至な状態にあります。

また、特に市の預金である財政調整基金におきましても、九州北部豪雨災害発生前には約43億円あったものが、九州北部豪雨災害の応急復旧等に使ったために、現在ではわずか

8,000万円程度まで減少すると、市の預金はなくなると、そういった寸前の状態にあるなど、今後の行財政運営は、やもすれば市民の皆様にも相当規模の借金を強いる困難かつ極めて厳しいことが明白な状況下にあると言えます。

そこで、質問の内容としましては、今後の行財政運営は困難かつ極めて厳しいことが明白な状況下において、大型プロジェクト事業である、とりわけ5つの大型プロジェクト事業である新庁舎建設、総合的体育施設建設、秋月中学校区小中一貫校建設、公共下水道整備、市営住宅建てかえ整備、以上の5つの大型プロジェクト事業について、事業費総額と市の負担額の財源確保及び建設整備の計画期間をどのように図るのか、5つの大型プロジェクト事業別に、その明確な方針についてお尋ねをいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、5つの大型プロジェクトということでございますが、1点目の新庁舎についてでございます。事業費の総額は57.8億円、うち市の負担額は4.8億円を見込んでおります。この建設整備計画の期間につきましては、現在の基本設計期間では平成30年度から平成31年度としておるわけでございます。その財源でございますけれども、今申しました事業費総額に対しまして、合併特例債充当額は53億円、そのうち交付税が措置されない分もございまして、合併特例債を償還していく際、後年度負担としまして15.9億円ということになります。先ほど市の負担が4.8億円と言いましたけれども、後年度負担の15.9億円を足しますと市の実質負担額は20.7億円という数字になります。これは後年度負担でございますので、単年度で済むものではないと。償還期間をわたってということになります。

続きまして、総合的体育施設建設についてでございます。体育施設につきましては事業費総額37.7億円、市の負担額2.8億円でございます。この建設整備計画期間につきましては、建設実施設計を平成29年度に延期いたしました。この関係で未定でございます。

以上が2つの事業の概要でございます。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） ちょっと私からは、秋月中学校小中一貫校建設について答弁させていただきます。

事業費の総額は約21億円、これはまだ実施設計もやっておりませんので、概算でございます。この中には、実は秋月小学校につきましては、これはもう老朽化が非常に激しいということで、大規模改修をもう既にしております。これは約3億3,000万円含まれております。そして、この起債の市の負担額というのは、起債の計画年度の市の負担額は1.1億円程度と考えてますが、実際はこの21億円粗々の数字で補助金が4.9億円を見込み、起債を15億円、市費を、市の持ち出しを1.1億円にしていますが、この起債については合併特例債を主に想定をしておりますので、交付税措置がありますから、実質負担は3分の1と考えた場合には、この市費持ち出し1.1億円に後年の負担として4.5億円ということで、実質

負担額を5.6億円という見込みをしているところでございます。この事業の推進につきましては、本年度義務教育学校の一貫校でございましたので、いわゆる中学棟の部分の実施設設計をする予定にしておりましたが、これを延期をしております。当初は平成32年度開校を目指しておりましたが、これにつきましては議会の全員協議会にも8月16日に御報告させていただきましたように、平成33年度以降の開校ということにしておりまして、市の方針であります復旧復興に人・物・金を集中的に投入していくということがございますので、全体の事業費を、復興計画の全体の見込みができた段階で、いつから開校するかということ、また改めて検討しまして、それで逆算をして、大体おおむね3年間で、それにあわせて事業を進めていくということを考えているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 大型プロジェクト事業のうち公共下水道事業整備についてお答えしたいと思います。

事業費総額69億3,000万円を見込んでおります。内訳は、流域関連が47億6,000万円、特環三奈木が21億7,000万円となります。事業費総額のうち、市負担額につきましては、事業費に対する市負担はございませんが、交付金と起債及び受益者負担で賄う予定でございます。ただし、起債の償還に対しまして、元利償還金の50%程度の財政措置がありますが、一般会計からの繰り入れが必要となります。6,000万円程度を見込んでおるところでございます。建設整備期間につきましては、平成30年度から平成37年度までを目標としておりますが、災害はもとより、年度ごとの予算等がございますので、調整等の考慮が必要になってくると考えておるところでございます。

続きまして、市営住宅建てかえ整備についてでございます。

市営住宅の長寿命化計画を平成28年度に見直しております。概算の事業費につきましては、整備計画期間の時期については九州北部豪雨災害の影響を考慮する必要が生じておりますが、一応、期間については未定ということで、朝倉地域の市営住宅東中町団地総事業費2.1億円、事業費のうち市負担額を1.2億円、福田地区の市営住宅鳩胸団地の事業費を9.8億円、そのうち市負担額を5.4億円、いずれも建設整備期間については未定ということでございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ただいまの執行部の説明によりまして、5つの大型プロジェクト事業の別の基本方針が明らかになったところであります。基本方針によりますと、この5つの大型プロジェクト事業の合計額は、事業費総額が197億7,000万円、このうち市の負担額が15億3,000万円ということで、今説明がありましたように、さらにこの市の負担額とは別に、各事業ともに一定の起債、いわゆる借金がありますので、これを加えますと、相当規模の財源を要することがわかりいただけるというふうに思います。

特に、この5つのプロジェクト事業のうち、とりわけ新庁舎建設については、事業費総

額が57億8,000万円、うち、市の負担額が4億8,000万円、建設整備期間が平成30年度、来年度から平成31年度ということですが、そこでこの庁舎建設の事業費総額57億8,000万円の財源の内訳を見てみますと、合併特例債が53億円、これは後年度におきまして約7割が市に交付税措置されるというような趣旨のものでございますが、それから市の負担額が4.8億円という構成でございます、この結果、市の実質的な持ち出し分の財源につきましては合併特例債に係る市の負担額15億9,000万円、それから市の負担額4億8,000万円、合計20億7,000万円がこの57億8,000万円のうち市の財源として必要だということでございます。

そこで、冒頭の質問の激甚災害査定事業費等の総括で明らかになりましたように、この激甚災害の事業費は今後さらに増大することがもう目に見えて明らかであります。この財源をいかに確保するのか、そういったことが大きな課題であるとともに、さらには市の預金が、もう現在、43億円が8,000万円しかない、もうなくなる寸前の状態ということで、この新庁舎建設の財源確保は極めてこれは困難な状況にあると言っても過言ではないというふうに私は認識をしております。

このような状況におきまして、この新庁舎建設については、多くの市民の皆様から財源の確保について大変心配する声が上がっているところであります。

そこで、新庁舎建設について再度お尋ねをしたいと思えます。質問の内容としては、まず1点目が、事業費総額のうち、市の負担額の財源確保をどのように図るのか、2点目が、復旧復興事業を最優先すべき状態にある中で、なぜ当初の計画どおりに建設を進めなければならないのか、以上の2点について、市民の皆様、とりわけ被災地の皆様に理解と納得のいく明確な理由をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、2点目の計画、実施期間の考え方を先に申し上げさせていただきます。災害復旧事業を最優先し、早急に実施することは当然というふうに考えておりますので、長期的に朝倉市の財政を鑑みますと、合併特例債を活用した庁舎建設も課題ということでございます。そういった中でございますので、災害復旧事業という観点から見ますと、実施時期につきましては、合併特例債の適用期限、つまり今、合併特例債が使える期限といえますのは平成32年度までという適用期限がありますけれども、その期限、もしくは私どもが市の要望として国に要望しております期限の延長といったものをしておりますけれども、そういった適用期限を見極めながら検討を進めていきたいと思っております。

続きまして、財源、財政負担の考え方でございますけれども、現時点では、災害復旧に係る事業費とか確定していないという状況、先ほど申しましたところでございます。事業実施が可能であるかどうかということを見極める必要があると思っております。先ほど申しましたように、現在、合併特例債の期限を延長するよう働きかけていると

いうことですので、そういった財源、それから実施時期を含めまして、総合的に状況を見極めながら対応していきたいと思っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。そこで、再度また恐縮でございますけれども、市長に新庁舎建設について、改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、1点目が新庁舎建設事業費総額のうち市の負担額の財源をどのように図るのか、2点目が復旧復興事業を最優先すべき状態にある中で、新庁舎建設をなぜ当初の計画どおりに建設整備を進めなきゃならないのか、3点目が同じく復旧復興事業を最優先すべき状態にある中で、新庁舎建設費事業総額57億8,000万円に係る合併特例債、53億円あるわけでありますが、この財源について、復旧復興事業の財源に充てるお考えはないのか、以上の3点についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（森田俊介君） 庁舎建設についても、いろんな市民の方からも御意見があるということをおも承知しております。合併特例債で庁舎を建設しようということで、今日まで進んできたわけでありまして。御存じのように、合併特例債の発行期限が平成32年度までということに現在なっております。その前に、最後の質問、合併特例債を災害復旧に使えないかということですけど、これは使えません。法律で使えないようになっています。これは、そういう考えの方がいらっしゃるけど、これはもう使えないわけですから、それはもう別に考えていただかなきゃならん。そこで、今庁舎を、御存じのように、この庁舎も随分古くて、多少傾いておる。耐震強度もないということで、議会の皆さん方にも御了解も得て、建設を進めたわけですけど、やっぱり、特例債なしに庁舎が、今の朝倉市で建設できるかということも考えておかなきゃならん。そして、これに伴ういわゆる4億何千万円の自費、それから、いわゆる特例債分の後年度負担、これは30年で14、15億円だと思います。それを返済していくということです。問題は4億何千万円はどこが、これは一般会計から出すわけやから。この金をどうするのかということでありましようけど、今、基金の話、財政調整基金の話がございました。確かにこの12月の補正を議会の皆さん方が承諾、承認していただければ、その時点では8,000万円ぐらいになります。しかし、きょうこれははっきりしたんですけれども、国の特別交付税、これは12月と3月に交付があります。12月分の交付で朝倉市は35億数千万円、昨年は何千万円しか来てないのが、35億何千万円、後で詳しく説明しますが、きます。それから、3月にまた特交の配分があります。これもある程度、もちろん私どもは今から国に働きかけていくし、いかなきゃならん、より多く特別交付税も交付していただくように働きかけますけれども、そこでもある一定のものは期待できるだろうと。そこでの見合いでどうするかということをお判断しなきゃならん。

もう一つが、これは小島議員も一緒に上京したときに、あの自民党の二階幹事長、それから岸田総務会長と一緒に会いました。そのときに私が言ったことを覚えてあると思

いますけど、特例債を発行を延長してくれということ私を盛んにあそこで、これは法律改正の事項ですから、政治的に動くということで、私は自民党の幹事長、総務会長に直接お願いしたわけですが、そういう形で、実は今、いろんなその情報が入っています。その動きが出てきたということもあります。これはできるかできんかわかりません。しかし、それが動きが出てきて、もし、今年度じゃなくても、平成30年度にも特例債の発行期限を延長ということに決まれば、その分またこの事業も考えることに幅が出るということです、当面はそういう形でやらせていただきたいというふうに思っています。

ですから、とにかく特例債を使う以外に、この庁舎を新しく建てるんなら、もうする方法が、恐らくここ何十年はこのままの庁舎でいかないかんという形になるだろうと思います、財政的に。そういうことでありますので、御理解をいただきたいと思います。私の考え方はそういう考えです。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。今、市長のお考えにつきましては、私も先般来、上京させていただきまして、一定のそういった市長の努力につきましては高く評価をさせていただいておるところでございます。

そういった状況ではございますけれども、特に、やはり最初からきょうの質問出ておりますように、市民の皆さん、特に被災地の皆さん方が、やはり市長のそういったお考えに理解と納得いただけるような方法でひとつ取り組みをぜひお願いをしていただきたいと思うわけであります。

私の新庁舎建設の基本的な考え方につきましては、繰り返しになりますけれども、冒頭申し上げますように、今回の国等の査定作業に係る事業費、これがさらに増大することはもう明らかでありますし、今、市長申されましたように、この財政調整基金につきましても、非常に厳しい状況ということで、言葉は悪うございますけれども、もう今の朝倉市の財源確保の状態は、言葉は悪いですが、八方ふさがりというような、私はそういうふうに認識をしております。そこで、市長も上京されながら、そういうことを強く自民党の二階幹事長、また、岸田政調会長、中小企業庁長官等々に強く働きかけていただいたことは私も十分認識しておりますので、ひとつそういった今の市長の姿勢で、財源の見極めを確かに行っていただきながら、市民の皆様が、特に被災地の皆様が納得いただけるような対応をぜひお願いをしておきたいと思うわけであります。そうしたことが、私は朝倉市民の願いであると確信をするわけであります。

ただいま申し上げました新庁舎建設の基本的な考え方につきまして、この建設整備期間につきましては、再検討されるよう強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

次に、行財政運営のあり方について、新朝倉市総合計画及び朝倉市復興計画に基づく財政計画の策定と公表化についてお尋ねをいたします。

まず、現状といたしましては、このたびの九州北部豪雨の災害復旧に当たって、おおむね10年後の姿を見据えながら、復旧復興に向けた取り組みを着実にを行い、中長期的な視点で朝倉市の将来像を実現するため、計画の進捗管理を行い、その上で、必要に応じ、計画の見直しを行っていくということになっております。

そこで、質問の内容としましては、朝倉市が新たな魅力と活力ある都市として生まれ変わり、発展し、本市の将来像を実現するためには、今まさに市民の理解と協力のもとに、被災地の復旧復興を図ることが肝要であると考えております。そのためには、特に朝倉市復興計画の復旧復興の目標年であるおおむね10年後の姿を見据えた中長期的な財政計画を早急に策定をし、かつ市民に公表し、透明化を図った上で市民との共有化のもとに、市民と行政、議会が三位一体となって朝倉市の将来像を着実に実現すべきであると考えておりますが、その基本的考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 2つの御質問だったと思っております。

小島議員からは、財政計画のことと、その公表という、計画ですね。私ども市のつくっております財政計画というものではございませんで、財政の見通しというようなものでございました。それを作成して、例年2月ごろの議会全員協議会で説明を行ってきたというものでございます。この見通しといいますものは、今後の状況に一定条件を設定して、このままいったらどういう状況になるか、10年後はどのような状況になるかというものを推定したものでございます。

今回の災害を受けまして、今後は災害復旧事業費や朝倉市復興計画の方針に沿って行われる復興事業費など、これを財政の見通しに折り込みながら作成していく必要があると思っております。

しかし、現状を見てみますと、平成29年度の決算の見込み、それから災害の復旧事業費が見えてきていないという現状がございます。

そういうことから、例年どおりの2月全員協議会での提示は困難であると、今、考えております。

取り組みができ次第、提示したいと考えておるところでございます。

そして、その財政の計画、私どもが言っておりますのは財政の見通しでございます。財政の計画、計画といいますのは、そのとおりに進めていくというものではございまして、私どもは一定の条件の示したものである財政の見通しでございますが、その財政の見通しにつきましては、先ほどから言っておりますように、10年後の見通しを推定ということで、10年後がそのまま正確に見通しになるものではございません。今後の傾向を示すというものでございました。

その公表の考え方でございますが、傾向を示すもので、毎年改善を行っていくものでありますし、見込みの修正も生じると。毎年変動しておるということは御承知のとおりでござ

ございます。そういったもので、毎年ローリングをしながら推計しているといものでございまして、実際に推計値と実額とは合わないというようなことがあります。そういったものでありますので、全員協議会にはそういった状況を説明をしながら示しているというものでございますので、直接市民への公表はなじまないと考えております。

しかしながら、市民への状況説明、理解は必要と考えておりますので、予算の状況とか、決算の状況につきましては、概要や主な事業を市民の方に周知しておりますので、周知の中の一つの方法といたしまして、災害関係の事業費などについても掲載して、市民の方へ周知に努めていきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） いろいろ率直に申し上げまして、私が言いたいことは、とにかくこれだけの災害だと。やっぱ市民の協力をいただかないかんということで、やっぱ市民に見える形でこれだけの災害やっているんですよ、ひとつ市民の皆さん御協力をお願いします。行政もこれだけ頑張りますというようなものを私は公表をしてくださいと、可能な限りで。それは数値を全然あれですよ、言われんとこと言われるとことあることは、私もわかちよります。そこ辺のところをより透明化をして、そして市民の理解を求めなさいということを申し上げておりますので、その点の趣旨は御理解をいただきたいと思うわけがあります。

一つ、繰り返し申し上げますけども、やはりこのたびの九州北部豪雨により被害に遭われた方々が一日も早くもとの生活を取り戻せるように、被災地の復旧復興を図るためには、今まさに市民の理解と協力、このことが肝要でありますことから、早急に、今、私申し上げますような、ひとついろんなやり方はあると思いますので、そういった取り組みをいただくよう強く要望しておきたいと思えます。

本日の一般質問の結びに当たりまして、冒頭に申し上げましたように、このたびの平成29年7月九州北部豪雨災害の復旧復興を図るべく、その復旧復興の基盤となる財源の確保並びに市民の理解と協力体制の確立を図り、市民と行政、市議会が三位一体のもとに、おおむね10年後の姿を見据えながら、中長期的な視点で復旧復興に向けた取り組みを着実にを行い、朝倉市の新たな魅力と活力ある将来像を実現していただくよう強く要望しておきたいと思っております。

また、特に職員各位におかれましては、九州北部豪雨災害発生以来、5カ月間もの長きにわたり、被害に遭われた方々が一日も早くもとの生活を取り戻せるように応急復旧作業、また、激甚災害査定対象事業並びに、これ以外の事業の事務処理、そして、復興作業等に昼夜を問わず、一生懸命頑張ってくださいと申しておりますことに敬意と感謝を申し上げます。どうかひとつ健康に御留意いただきまして、被災地の皆様に寄り添いながら、被害に遭われた方々が一日も早くもとの生活を取り戻せるよう、復旧復興の実現に御尽力をいただきますよう重ねてよろしくお祈りを申し上げます。

私も微力ではございますが、先ほどから市長言われますように、議会としましても、いろんな国県等への陳情、要望活動、一生懸命私どもも頑張っていく所存でございます。どうか全力で一生懸命頑張っていく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思うわけであります。

結びに、朝倉市の復旧復興、発展と、新しい年が市民の皆様と御家族さまにとりまして、平和な年となりますよう御健勝と御多幸を心より御祈念申し上げまして、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島秀樹君） 2番小島清人議員の質問は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は11日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時21分散会